

韓国知的財産ニュース 2013 年 12 月前期

(No. 260)

発行年月日：2014 年 1 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 ソウル国際商標・デザインコンファレンスが開催(12.3)
- 2-2 デドク研究団地の研究所、特許博覧会で 38 件を技術移転(12.3)
- 2-3 KIPO、WIPO と共同で国際シンポジウムを開催(12.4)
- 2-4 KIPO、グローバル商標ルール作りを主導(12.5)
- 2-5 KIPO、国際特許係争&営業秘密保護戦略セミナーを開催(12.9)
- 2-6 KIPO、2013 年知的財産活動の実態調査結果を発表(12.9)
- 2-7 KIPO、CIPO と知財権の包括的協力に向けた了解覚書を締結(12.10)
- 2-8 世界の知的財産権標準が一目で分かる(12.11)
- 2-9 政府 R&D 特許成果の分析結果が発表(12.11)
- 2-10 KIPO、2013 年度の標準特許創出支援の成果発表会を開催(12.12)
- 2-11 新製品関連の複数特許審査を同時に受けられる(12.13)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 企業の 5.6%「1 回以上知財権侵害の経験あり」(12.8)
- 3-2 アップルとの特許訴訟でサムスン電子が自国裁判所で完敗(12.12)
- 3-3 来年からはビックデータで特許トラブルを予測(12.12)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 零細商人の商標ブローカへの対応が容易に(12.10)

その他一般

- 5-1 大学と公的研究機関、知財担当組織を大幅増やし(12.8)
- 5-2 審判請求手続きの手引書が発刊(12.12)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 ソウル国際商標・デザインコンファレンスが開催

韓国特許庁(2013.12.3)

韓国特許庁は、今週を「韓国商標・デザイン週間」と指定し、国際の商標・デザインの動向把握などに向けたコンファレンス、シンポジウムなどの様々な国際行事と主要国との国際会議を開催する。初日の12月3日は、ソウルで「ソウル国際商標・デザインコンファレンス」が開催される。今回の行事は、「創造経済におけるブランドとデザインの価値」というテーマで韓国商標・デザイン協会(KOTA)と国際商標協会(INTA)が共同で開催し、韓国特許庁と世界知識所有権機関(WIPO)、欧州商標デザイン庁(OHIM)などが共同で後援する。

コンファレンスは、若者層に人気のある世界的ブランド Abercrombie&Fitch 社の Holger Kunz(Abercrombie&Fitch, Legal Director)取締役がブランド価値向上に向けた企業戦略を、サムスン電子のチャン・ドンフン副社長が企業価値を高めるためのデザインイノベーション戦略の講義を行うなど、ブランド・デザインの重要性と価値向上策について議論が行われる予定だ。

さらに、OHIMのNathan Wajzmanと、WIPOのDavid Muls局長など、知的財産機関の専門家がブランド・デザインの世界的な動向を紹介し、商標ブローカの根絶に向けて最近推進中の商標法全部改正案の内容も紹介する計画だ。

キム・ヨンミン長官は、「今回のコンファレンスは、最近価値が浮上している商標、デザインの最近動向や話題を共有するための場として、韓国企業がブランドとデザインの重要性について考えられる機会になるのでは」とコメントした。

2-2 デドク研究団地の研究所、特許博覧会で38件を技術移転

電子新聞(2013.12.3)

未来創造科学部と研究開発特別区域振興財産は、11月29日から12月3日まで開催

されたデドク特別区域 40 周年記念の特許博覧会において、計 38 件の技術移転契約を締結したことを明らかにした。

特許博覧会は、全国 24 の公的研究機関とデドク特別区域内の 5 大学など 29 の機関が参加し計 1592 件の技術が紹介され、このうちの 38 件が博覧会の現場で技術移転契約まで行われた。移転された技術の前払い金は 34 億ウォンに上る。

代表的には大田所在の中堅偉業であるハンスコが、韓国生産技術研究院から前払い金 14 億ウォンを支払い、チタン金属再生技術の移転を受けた。技術事業化のために 2016 年まで 100 億ウォンを投資しインゴットの大量生産設備を整える計画である。

韓国エネルギー技術研究院の「レーザーを利用したナノ粒子合成装置及び方法」技術は、ショウナノに前渡し金 1 億 5000 万ウォンで移転した。

韓国機械研究院の「金型表面の金属加熱装置」は、ウェイブテックに前渡し金なしで移転された。

ヨン・ホンテク未来創造科学部の研究共同体政策官は「今回のイベントを通じて公的研究所と企業が疎通し、協力を拡大していくことを希望する」と述べた。

2-3 KIPO、WIPO と共同で国際シンポジウムを開催

韓国特許庁(2013. 12. 4)

韓国特許庁は、12 月 4 日、ソウルにおいて「海外商標権及びデザイン権確保に向けたヘーグ・マドリッド制度の活用戦略」というテーマで「ヘーグ・マドリッド国際シンポジウム」を開催する。今回の行事は、国際商標出願制度(マドリッド制度)導入 10 周年と、来年 7 月から施行する国際デザイン出願制度(ヘーグ制度)の導入を記念するため、世界的所有権機関(WIPO)と共同で開催する。

国際出願制度とは、1 回の出願で海外諸国でも同時に知財権を保護される制度だ。韓国は、2003 年商標の国際出願に関するマドリッド議定書に加入した。この 10 年間、海外で商標登録を受けるための韓国人の国際出願は約 5 倍増え、韓国で商標登録を受けるための海外出願人の国際出願は約 6.7 倍増加した。

デザインの国際出願に関するヘーグ条約は、2014 年に加入する予定だ。この制度が導入されれば、海外でデザイン件を確保したい韓国の出願人は、1 回の出願で約 70 カ国(45 の締約当事者)に同時出願する効果が得られる。

ヘーグ・マドリッド国際シンポジウムでは、スイスの Bernard Volken 弁理士と、韓国のク・ギワン弁理士が国際出願戦略及びノウハウ、主要国で商標・デザインの登録が拒絶された場合の対応方法など、国際出願の過程で起こりやすい問題を事例中心に、討論が行われる予定だ。

また、国際出願制度の運営を総括する WIPO の Gregoire Bission 局長とキム・ジョンアン局長が国際出願制度の利用のときに知っておくべき国際機関の審査基準、国際商標制度のあり方などを直接紹介する予定のため、海外進出を希望する企業だけでなく、

海外出願を代理している国内の弁理士にも有意義な場になると考えられる。

キム・ヨンミン長官は、「国際出願制度は、海外出願の手続きを簡単にし、コスト削減というメリットがある。今回のシンポジウムが海外で商標権とデザイン権の確保を狙う企業に役立つのではないかと考えている」と述べた。

2-4 KIPO、グローバル商標ルール作りを主導

韓国特許庁(2013.12.5)

韓国特許庁は、12月5日と6日の両日間、ソウルで商標分野の先進5カ国枠組み「TM5会議」を開催する。

TM5会議は、背力の商標デザイン出願の約7割を占める韓国、米国、欧州、日本、中国など先進5国特許庁が出願人の利便性向上や商標・デザイン制度の国際調和を図るため、毎年行う会議だ。

2001年米国、欧州、日本の3国会議(TM3)からスタートし、2011年韓国、2012年中国が参加して5国会議(TM5)となった。

今回の会議には、欧州商標デザイン庁(OHIM)の長官、米国特許商標庁(USPTO)の次長など、TM5の高官や、世界知的所有権機関(WIPO)関係者約40人が参加する。キム・ヨンミン長官は、「TM5会議の開催を通じて、韓国が国際的な商標制度議論を議論できるのではないかと考えている。今回の会議を通じて韓国企業の海外進出をスムーズにできる環境が構築されるよう取組んでいる構えだ」とコメントした。

一方、今年TM5会議の議長を務める商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「TM5は、商標分野のグローバルルール作りを行う枠組み」と名づけ、今回の会議で議論される議題について説明した。

それによると、第1に、世界35特許庁の約2,300万の商標DBを統合検索できる「TM-View」の構築・活用策が議論される。その韓国語版が12月中旬に立ち上げられれば、それを通じて各国に類似の商標が登録されているかを簡単に検索でき、海外における商標戦略の確立に役立つと考えられる。

第2に、海外へ商標出願を行うとき、国内と異なる商標の名称で商標登録が拒絶されるケースが22%に達しているが、それを解決するために「共通認定商品リスト」運営案が議論される。これは、各国で共通認定される商品名称の約15,000件を翻訳し、出願人に提供するもので、実務的に非常に役立つと期待されている。

第3に、同一の商標について国ごとに相違する審査結果が出て出願人の予測可能性が落ちてしまう問題を解決するため、「共同審査事業」が議論される。これは、各国に共同出願された商標の審査結果を分析して国別の慣行や制度を把握するもので、出願人が海外商標権の登録を把握し予測と対応が可能になると期待されている。

最後に、韓国特許庁の主導により「TM5公式ウェブサイト(www.tmfive.org)」が立ち上げられる。2014年1月から運営されるウェブサイトには、TM5の主な協力事業の結

果と各国の商標統計などが掲載され、出願人の利便性を向上できると考えられる。

さらに、6日には、韓国商標・デザイン協会(KOTA)、韓国知識財産協会(KINPA)、大韓弁理士会(KPAA)など、国内のユーザーグループと国際商標協会(INTA)、米国弁理士協会(ABA)、日本の商標弁理士協会(JTA)、ドイツの知識財産保護協会(GRUR)など、海外のユーザーグループ約60人が参加するユーザーセッション会議が開催される。今回儀では、TM5協力事業について利害関係者が様々な意見交換を行うほか、建議事項が共有される予定だ。

2-5 KIPO、国際特許係争&営業秘密保護戦略セミナーを開催

韓国特許庁(2013.12.9)

韓国特許庁は、「トラブルから学ぶ知財権保護戦略の確立方法」をテーマに「国際特許トラブル&営業秘密保護戦略セミナー」を12月11日、KIPOソウル事務所19階の国際会議室で開催する。

最近、外国企業と韓国企業の特許訴訟が増加している中(前年比1.5倍)、営業秘密の流出による被害額の平均が13.2億ウォンに達するなど、国内外で韓国企業の被害が拡大している。

そのため、韓国特許庁は、中小企業の実戦で活用できる様々な特許トラブルの事例と、営業秘密の訴訟判例を紹介し、中小企業の声を聞いて知財権保護戦略が確立できるよう支援するセミナーを設けた。

セミナーでは、企業関係者、及び弁護士、弁理士など知財権専門家が参加したなか、国際特許トラブルの優秀な対応事例、主なパテントトロールの分析、営業秘密被害の実態及び保護ガイド戦略などを紹介する。

第1セッションでは、国際特許トラブルの予防・対応の段階別の対応策を提示し、米国などの主要国のパテントトロールの動向、トラブルの際にパテントトロールの強みと弱み及び対応策などを紹介する。

さらに、韓国企業の営業秘密被害及び管理実態の調査分析内容を発表し、企業の経営情報・ノウハウなどが裁判所で営業秘密として認められるために必要な行動要領などを提示する予定だ。

韓国特許庁産業財産保護政策課のキム・ミョンソブ課長は、「韓国企業は、知財権トラブルの経験が少なく、対応に苦労している。そのため、企業の要望事項を聴取し、事例中心で分かりやすく説明する場を設けた。今回のセミナーが企業の知財権保護戦略の確立に役立つことを期待している」とコメントした。

2-6 KIPO、2013年知的財産活動の実態調査結果を発表

韓国特許庁(2013.12.9)

韓国特許庁と産業通商資源部の貿易委員会が共同で、韓国知識財産研究員(主管研究機

関)と(株)コリアデータネットワーク(アンケート調査機関)に以来して実施した2013年『企業及び大学・公的研究機関の知的財産活動に関する実態調査』によると、企業の知的財産担当組織及び人材の保有率が増加しているという。

知的財産担当組織を有している企業の割合は、2012年55.4%から2013年には59.0%に増加していることが分かった。独立の担当組織の割合も2012年度2.8%から2013年5.3%に増加した。これは、最近、国際的な特許侵害訴訟が激化し、企業が知的財産に対する認識が拡大され、担当組織を増やしていると分析されている。

知的財産関連業務を担当する人数も16.1%に、前年の12.1%に比べ増加した。専門人材の業務のなかで、知的財産トラブル・訴訟、知的財産の評価・分析などの業務遂行割合も前年度に比べ増加した。これは、専門知識を備えた知的財産関連の人材の役割が大きくなっていることを裏付ける。

とくに、中堅企業の79.4%は知的財産の担当組織を設けており、その中で、独立した部署は22.4%と比較的高くなっている。また、専門人材も40%と、一定規模以上の企業は、知的財産に関心を持って積極的に取り組んでいることが確認された。

中堅企業の区分は、規模別に企業を細分し、今年からその傾向を把握するため追加されたが、今後も調査対象になって企業の規模別の傾向把握に利用すると考えられる。

一方、大学及び公的研究機関の場合も、担当組織の保有率及び専門人材の保有率がそれぞれ96.7%と48.4%と、前年に比べ増加した。これは、大学及び公的研究機関の技術移転の促進及び産官学協力制度などの支援策によるものと見られる。

知的財産活動の実態調査の結果には、知的財産担当組織及び人材などのインフラ現状おい外にも、特許情報の活用現状、特許権などの導入現状、研究開発の成果の保護戦略などの調査結果が盛り込まれている。

この報告書は、韓国特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)、または貿易委員会のホームページ(<http://www.ktc.go.kr>)でダウンロードできる。

2-7 KIPO、CIPOと知財権の包括的協力に向けた了解覚書を締結

韓国特許庁(2013.12.10)

韓中の知財権協力分野における新たな扉が切り開かれた。韓国特許庁は、12月9日、北京で開催された第19回韓中特許庁長官会合で、知財権分野の包括的な協力に関する了解覚書を締結した。1992年以降、毎年両国特許庁長官会合を開催しているが、両国が包括的な協力に関する了解覚書を締結したのは今回が初めてだ。

今回の了解覚書は、パク・グンへ大統領が6月、中国の国賓訪問した際、習近平国家主席と共同で発表した知財権分野の交流協力の拡大の合意に関する共同声明のバックアップの一つとして締結された。

これで、韓国と中国間の知財権分野の協力は、新たな飛躍に向けたきっかけが設けられた。知財権の全体にかけた包括的な総合協力事項が盛り込まれた了解覚書を締結する

ことで、知財権分野における両国の総合協力の基盤がより確固たるものとなった。

特に、今回の了解覚書は、従来の協力分野から拡大し、両国が積極的に取り組んでいく知財権取引、知財金融など、知財権の商業的な利用に関する新たな分野の協力を対象としている。

また、国際舞台における両国のコミュニケーションを強化するという内容も含まれていて、知財権分野で国際的な協調はさらに強固になると予想される。

そのほかにも、両国は、韓中間 PPH の試行実施の延長に関する了解覚書、優先権書類の電子的な交換に関する了解覚書なども締結した。PPH の試行実施の延長とともに、優先権書類の電子的な交換が行われ、中国に進出する韓国企業の利便性が向上されると期待されている。

一方、キム・ヨンミン長官は、12月9日、中国人民大学の学生を対象に「想像経済と韓国における知財権」というテーマで講義を行った。国内で企業、大学、研究所などを対象に知識財産基盤の創造経済の重要性をアピールしているキム庁長が今回は、中国の大学生を対象に創造経済を力説した。

キム庁長は、講義を通じて、創造経済について理解しやすくするため、事例を中心に紹介し、中国の学生にクリエイティブなアイデアと夢を強調した。

2-8 世界の知的財産権標準が一目で分かる

韓国特許庁(2013.12.11)

韓国特許庁は、世界の知的財産情報の大半を占めている主要特許庁(IP5-米日中韓欧)の特許公報、商標公報の標準を分析した研究報告書を発刊する。

現在、知的財産の出願の大半は—特許出願の90%、商標出願の65%以上—IP5 特許庁から出願されており、出願に関する情報が電子公報の形の特許公報と商標公報で提供されている。

しかし、各国が発刊する電子公報の標準が統一されておらず、これを見直すための議論が最近国際知的所有権期間(WIPO)を中心に行われている。

韓国特許庁は、韓国の国民と企業に世界の知的財産情報を最も迅速かつ正確に提供するため、主要国の電子公報の標準について研究を進めてきた。

今回の研究報告書は、主要国特許庁の電子公報の分析とともに、韓国特許庁の電子公報との比較など、世界の知的財産電子公報について詳細な情報を提供している。

主要国電子公報における標準情報は、特許庁の知的財産創出及び保護事業に貢献するにとどまらず、知的財産情報を活用する韓国の国民と企業に大きく役立つと考えられる。

特許庁の関係者は、「今回の研究報告書は、世界において出願の大半を占めている主要国特許庁の電子公報に対する情報を相互提供し、国民と企業が世界の知的財産情報を利用するにおいてガイドラインになるのではないかと期待している」とコメントした。

今回の研究報告書の詳しい内容は、政策研究管理システム(www.prism.go.kr)で無料で

ダウンロードできる。

*政策研究管理システム：政府部署が行う政策研究課題を効率的に管理し、国民の誰でも政策研究報告書を共有できるように構築されたシステム。

2-9 政府 R&D 特許成果の分析結果が発表

韓国特許庁(2013. 12. 11)

政府 R&D 特許成果は、量的な面においては飛躍的な成長を成し遂げたが、優秀特許の割合が低く、技術移転などの活用は不十分であることが分かった。

韓国特許庁は、この 5 年間(2008~2012)、政府 R&D として創出された特許成果の量的・質的な水準と活用及び管理現状を分析し、その結果に基づいて政府 R&D 特許成果に関する制度及び管理面での見直し点を盛り込んだ「2012 年度政府 R&D 特許成果の調査・分析結果」を発表した。

今回の分析結果によると、2012 年、政府 R&D によって創出された特許出願は、計 22,933 件で、5 件平均 12.9%という高い増加率を示している。R&D の量的効率性を表す特許生産性(R&D 投入 10 億ウォン当たりの特許出願件数)は、1.4 と、米国や日本よりはるかに高い。しかし、質的な水準と活用の面では、まだ見直すべき点が多いことも明らかになった。

まず、最近 5 年間(2008~2012)登録された政府 R&D 特許成果を①特許の品質指標を通じて分析した結果、優秀特許*の割合は、外国人の 1/7 にすぎず、②オンライン特許分析評価システム(SMART)を通じて分析した結果、約 16.4%だけが優秀とされた。

*特許性急行の数、被引用度など、特許品質指標(PQI)を活用した分析の結果、国内全体の特許登録の上位 10%以内に入る特許を意味

また、国内の大学・公的研究機関の特許成果の活用実績を表す研究生産性が米国の半分の水準にすぎないと調査され、技術移転など、積極的な活用対策が急がれていることが浮き彫りになった。一方、政府 R&D を通じて創出され、世界的な科学技術分野の学術誌 NSC(Nature, Science, Cell)に掲載された論文を通じて発表された特許技術が実際の特許出願につながっている件は、半分にも満たさず、研究成果の積極的な権利化が行われていないことが問題として指摘された。

特に、論文に発表された優秀な研究成果が国内だけに出願されているか、海外の共同研究機関によって単独に出願された事例があつて、政府 R&D 研究成果の国際的な保護システムの強化が求められている。

今回の調査結果によって浮き彫りになった課題を解決するため、特許庁は、「①海外進出を踏まえた多角の海外出願戦略、②R&D の全周期における特許情報の活用を通じた政府 R&D の効率化、③基礎研究に対する特許動向調査の拡大実施及び基礎研究から特許戦略のコンサルタント支援案の確立、④研究者を対象にした特許戦略コンサルタント

(IP-R&D) の拡大・強化及び優秀な研究成果の創出時、直ちに特許戦略コンサルタント支援体制を構築、⑤国際共同研究の特許成果の帰属に関する明確な規定及びガイドラインの確立、⑥未申告特許の成果反映及び課題情報不一致を改善するための成果管理システムの構築など」が必要だと提言した。

キム・ヨンミン特許庁長は、「政府 R&D において優秀特許の確保及び活用が重要だ。そのため、特許庁では、「国の特許戦略の青写真」、「政府 R&D 特許戦略」など、様々な支援事業を行っており、特許成果の室を高めるため、未来部などの関係部署と協力して特許成果の管理体制を確信していく計画だ」と説明した。

2-10 KIPO、2013 年度の標準特許創出支援の成果発表会を開催

韓国特許庁(2013.12.12)

韓国特許庁は、2013 年、標準特許支援事業を通じて、11 月現在、政府、または民間の R&D28 の課題を支援し、60 件の国際標準関連の特許を取得したと発表した。

このうち 33 件は、国際標準化機関(IOS, IEC, ITU)で技術の国際標準を準備していて、国際標準に成功した場合、国際標準化機関における韓国の標準特許保有率を 2012 年(類型 377 件、世界 6 位)比 8.8%も増やしたことになる。残りの 27 件は、国際標準化団体(IEEE, ATSC, ETSI など)で国際標準化を進めている。

※サムスンとアップルの特許係争で 2013 年 8 月米国 ITC がアップルの侵害だと判定したサムスンの標準特許は、ETSI により宣言(2008.1)された。

そのほか、この 3 年間における標準特許の取得支援事業の成果をみると、韓国電子通信研究院、ヒューマックスなどは、3DTV、高効率ビデオコーディングと関する R&D 課題の支援を受け、国際標準化機関に 42 件、米国デジタル放送標準委員会(ATSC)に 15 件を標準特許宣言し、KAIST、クラウドコンピュータ研究組合、高麗大学は、12 件の標準関連の特許(国内 10 件、海外 2 件)を確保し、韓国型の知的財産管理会社インテレクトュアル・ディスカバリー(ID)と特許権移転契約を結んだ。

また、韓国電子通信研究院は、標準特許の戦略支援により、3D 技術関連の特許が「MVC」という特許プールに搭載され、今後のロイヤルティ収入が期待されており、事業に参加した企業の LS 産電は、攻撃型の特許活動を行って、トムソン・ロイターから世界 100 大確信企業に 3 年連続選定された。

韓国特許庁は、こうした成果を共有するため、12 月 12 日、韓国半導体産業協会で「標準特許創出支援事業」を通じて得た成果内容を発表する。

この日の発表会は、2013 年の事業性及び今後の計画について発表を行った後、事業別の成果発表と産官学の参加者の意見聴取で進められる。

韓国特許庁は、2009 年から未来創造科学部、産業通商部などと協力して標準特許が創出できるよう、「標準特許創出支援事業」を支援しており、中小・中堅企業の標準特許競

競争力の強化に向けた支援も行っている。

特許審査局のチェ・デシク局長は、「先月、国家知識財産委員会の政府部署合同で議決した「標準特許の戦略的な確保案」が実行され、R&D・特許・標準が連携された政策を関連部署とともに推進することで、より多くの標準特許が創出されるとみられる」と説明した。

一方、韓国特許庁は、「標準特許世界第 4 強」を目標に、関係部署と民間が参加する標準特許枠組みと政策フォーラムなどをより活性化させ、部署間の円滑な協業を通じて国の標準特許競争力を強化していくとした。

2-1-1 新製品関連の複数特許審査を同時に受けられる

韓国特許庁(2013.12.13)

新製品の発売時期と知財権の取得時期が合わず、知財権戦略の確立とフォートポリオ構築が難しくなっていた問題が解消される見通しだ。

韓国特許庁は、一つの製品や融合・複合技術に関する特許・実用新案の出願件を出願人が望む時点で合わせて審査を行う「企業戦略に合わせた一括審査制度」を 12 月 16 日から施行すると発表した。さらに、特許・実用新案を対象に運営した後、問題を見直し、来年 4 月からは、商標とデザインにまで拡大する予定だ。

一括審査制度をスマートフォンでたとえると、アンテナ、モデム、カメラなど、多種類の部品に対する複数の特許・実用新案の出願を新製品の発売に合わせて一括で審査が行われ、企業は、適時にフォートポリオを構築できるようになる。

この制度を利用すれば、遅れても 2 ヶ月以内に特許審査の結果を通知される。

「事業実施または準備」、「海外輸出」関連の特許・実用新案の出願が申請対象となり、中小企業及び創業支援のため、「ベンチャー企業」、「技術革新型の中小企業」、「一人企業」の出願も申請が可能だ。

また、出願人が一致しなくても、大手の商品に中小企業から調達を受けた部品が含まれている場合、大手企業と中小企業が関連の出願を同時に審査が受けられ、大手・中小企業の相互協力にも貢献できるような制度を設けた。

一括審査の申請は、「特許路(www.patent.go.kr)」で受け付けている。

審査を前に、担当審査官を対象に企業が出願の技術内容について事前の説明を行う「技術説明会」を開催する。そのため、出願人と審査官の間で、技術内容のコミュニケーションを円滑にし、より正確な審査を支援する計画だ。

韓国特許庁は、解放・共有・コミュニケーション・協力を根幹とする新たな政府運営のパラダイム「政府 3.0」政策を積極的に推進している。今回の一括審査制の導入を通じて企業と特許庁審査官が相互コミュニケーションする需要者に合わせた審査サービスを提供することもこの「政府 3.0」政策の一環だ。

イ・ジュンソク次長は、「合わせ型一括審査制度は、国民とコミュニケーションする両

方向・合わせ型行政サービスを提供するということで意味が大きい。この制度を通じて企業の総合的な知財権戦略の確立及びフットポリオ構築がより容易になると期待している」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 企業の5.6%「1回以上知財権侵害の経験あり」

デジタルタイムズ(2013.12.8)

昨年度に知的財産権侵害を一度でも受けたことのある企業が全体の5.6%に達している。特に、年間60件以上の特許権・商標権などを出願している企業では、20%が知財権の侵害経験がある。

産業通商資源部の貿易委員会と韓国特許庁は8日に、このような内容の2013年度の知財権侵害実態調査の結果を発表した。調査対象募集団は1万8000社余り(2012年基準)だ。知財権侵害を経験した企業の割合は、2011年4.3%から2012年5.6%で1.3%高くなった。

年平均60件以上の出願企業のうち、知財権侵害を受けたことのある企業の割合は20.2%と示された。知財権侵害の類型は特許権が39.7%、商標権が27.7%、デザイン権が21.9%、実用新案が5.0%、営業秘密が2.3%の順であった。前年と比較すると、商標権(14.3%→27.7%)、営業秘密(0.6%→2.3%)の侵害の割合が急増した。

侵害製品は、韓国国内で82.7%、中国で18.2%製造され、流通構造(複数回答)は代理店・市場などオフラインが83.5%、インターネット・ホームショッピングなどオンラインが29.5%であった。

企業の知財権侵害の対応策としては、警告状の発送が46.0%で最も多く、訴訟など司法救済が31.4%、行政機関の取締り・調査の要請が18.2%の順であった。

知財権実態調査報告書は貿易委員会のホームページ(www.ktc.go.kr)と韓国特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)で確認できる。

3-2 アップルとの特許訴訟でサムスン電子が自国裁判所で完敗

電子新聞(2013.12.12)

サムスン電子がアップルを相手に自国の裁判所に提起した特許侵害訴訟で敗訴した。

ソウル中央地裁民事合意13部は、12日、サムスン電子がアップル 코리아を相手に提起した特許侵害差止め訴訟において、原告敗訴の判決を言い渡した。

サムスン電子が侵害されたと主張した特許は、△短文メッセージ入力画面の中の画面分割(808特許)、△文字メッセージと写真の表示方法(700特許)、△状況支持者とイベン

ト発生の連携(645 特許)の 3 件だ。

裁判所は、808 特許と 646 特許は進歩性が認められないと判決し、700 特許は、特許構成を具備したとは見なせないため侵害ではないと説明した。また、808 特許について、「通常の技術者であれば、1999 年公開されたアップルの PDA 技術から 808 特許を用意に発明できるため、進歩性がない」と説明し、646 特許は、「アップルが 1996 年に国内で販売した PDA 製品と比較して進歩性がない」と判断した。700 特許は、「アップルの製品がサムスン電子特許の構成一部を具備していないため、特許を侵害したとは見なせない」という見方を示した。

サムスン電子は直ちに控訴の意を示した。

サムスン電子側は、「裁判所の決定について遺憾に重い、当社の特許権利を確保するため、あらゆる法的措置を検討していく考えだ」とコメントした。

サムスン電子は、昨年 3 月、アップルの「アイフォン 4S」、「アイフォン 5」、「アイパッド 2」などが自社の商用特許を侵害したとして訴訟を提起した。これに先立ち、3 世代(3G)移動通信関連の標準特許侵害をめぐる訴訟では、事実上、サムスンに軍配が上げられた。昨年 8 月、ソウル中央地裁は、アップルがサムスン電子の標準特許 2 件を侵害し、サムスン電子は、アップルの商用特許であるバウンスバック特許を侵害したと判決した。標準特許の訴訟は控訴審を控えている。

<クオン・ゴンホ記者>

3-3 来年からはビックデータで特許トラブルを予測

電子新聞(2013. 12. 12)

3D プリンターメーカー「3D システムズ」は、先月 8 日、自社が保有している 8 件の特許で競合会社の「フォームラボ」を相手に訴訟を提起した。昨年にもフォームラボと「キックスタート」社と特許係争を繰り返すなど、3D システムズは、3D プリント分野では訴訟の可能性が高い企業として分類される。3D システムズは、昨年と今年、それぞれ 39 件、80 件の特許を買収するなど、3D プリント分野の特許競争力を利用して市場をリードしている。

来年からビックデータ 78 を利用して企業の特許トラブルをあらかじめ予測し対応できるオンラインサービスが開始される。韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センターは、12 日、ソウルで開催された「2014 年 ICT 産業国際特許紛争展望セミナー」で自国企業が効率的に特許トラブルを予測し備えられる「特許紛争予報システム(IPCAS64T)」を発表し、来年 1 月から開始すると発表した。

これまでは、国別に知的財産関連の訴訟と特許情報があったが、単純な検索サービスにとどまっていた。海外の先進企業と ICT 分野の特許トラブルが急増し、企業の競争力を維持するうえでネックとなっていたため、2011 年から知識経済部(現在の産業通商資源部)と未来創造科学部から予算をもらって米国登録特許を中心にトラブル予測システ

ムの開発に着手した。

IPCAST は、情報通信機器や部品、ソフトウェアなど、ICT 企業が特許管理会社と競合企業からの特許攻撃に対応しきれていない状況を解消するため構築された低コストで特許トラブルが予測できるウェブ基盤システムだ。

特許トラブル件数の多い米国に登録されている 490 万の特許のなかで、訴訟リスクが高い特許を検索できる。最近の 10 年間行われた 3 万 8000 あまりの特許訴訟と、トラブルに用いられた 3 万 9000 の特許(原審ベース)を特許権者、引用関係など 40 項目別に原因と結果などをきめ細かく分析できる。米国裁判所、米国国際貿易委員会(ITC)の訴訟動向と特定の技術・品目・分野などで発生する特許トラブル同士の関係性も把握できる。企業が関心を持つ訴訟と特許などを選択しておけば、定期的にお知らせするサービスもある。特許を高リスクから低リスクまで 9 つに格付けして管理する。

特許支援センターは、「来年以降からは、欧州・日本・中国などのグローバル知財紛争予測システムを拡大し、公共部門のビックデータだけでなく、メディア・企業・協会・インターネットなどの民間分野の特許関連ビックデータを含め、ICT 特許紛争を予測する。関連データをモニタリング・分析・加工して特許トラブルを予測・予防できるシステムを構築・運営する計画だ」と説明した。

<クオン・ドンジュン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 零細商人の商標ブローカへの対応が容易に

韓国特許庁(2013. 12. 10)

これからは、零細商人が商標ブローカへの対応が容易になる。商標侵害の警告状を送られても、商標ブローカが出願する前から商号を使用してきたければ、民事・刑事上の対応が必要ではなく、商号を引き続き使用できるように商標法が改正されたためだ。(10 月 6 日から施行)また、12 月初めからは、「商標ブローカ被害届サイト」が立ち上げられ、商標ブローカ関連の対応に関する相談サービスが提供される。

これから、商標ブローカの出願より先に商標を使用してきたという事実だけを立証できれば、商標権侵害の内容証明、刑事告発の警告、使用量及び和解金の要求、損害賠償請求などに関する民事・刑事的な責任を負わない。

ただ、商標権登録をせずに商号を使用する権利は、事業を他業種に拡大するか、商号を修正して使用する場合には認められない。また、商標権者の商標出願時より遅れて正午を使用し始めた場合も同様だ。そのため、安定的な事業運営のためには、あらかじめ商標を登録して使用することがやはり望ましい。

そのほか、商標ブローカの横暴に対する対応策を相談できるよう、「商標ブローカ被害

届サイト」が新設・運営される。被害届は、特許庁のホームページとリンクされた被害届サイトを通じて受け付けられ、公共弁理士相談センターの公共弁理士などから、相談サービスも受けられる。

韓国特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「商標ブローカが横行しているのは、商標秩序が乱れていることを意味する。商標ブローカの横暴を根絶するため、持続的に取り組んでいく構えだ」と説明した。

その他一般

5-1 大学と公的研究機関、知財担当組織を大幅増やし

電子新聞(2013.12.8)

韓国国内の大学及び公的研究機関の知的財産担当組織の保有割合が 97%に迫っていることが分かった。

韓国特許庁と産業通商資源部の貿易委員会が共同で、韓国知識財産研究院・コアデータネットワークに依頼して実施した「2013年の企業及び大学・公的研究機関の知的財産活動実態調査」の結果によると、大学・公的研究機関(398機関)の 96.7%が知的財産担当組織を備えていることが分かった。

これは昨年の 78.3%より 18.4%が増加した数値である。特に調査に応じた政府の公的研究機関(169機関)は 100%すべて一般行政組織、研究開発(R&D)企画管理組織などを通じてどのような形態であれ、知的財産担当組織を備えているものと調査された。

大学・公的研究機関の知的財産関連の専門担当人材保有の割合は 48.4%で、前年の 46.7%に比べ小幅増加した。

研究開発企画段階から先行特許情報の調査・活用の割合も、昨年の 51.4%から 61.4%となり 10.0%増加した。

韓国国内企業も知的財産担当組織が小幅増加していることが分かった。

全体の回答企業 1001社(大企業 134、中堅企業 105、中小企業 314、ベンチャー企業 448)のうち、59.0%が知的財産担当組織を保有しているものと調査された。これは、昨年の 55.4%より 3.6%増えた数値である。

独立的な専門担当部署形態で担当組織を保有している割合も 2012年の 2.8%から 2013年の 5.3%で 2.5%増加した。企業の類型別には、中堅企業が 79.4%で最も高く、大企業 73.2%、ベンチャー企業 65.1%、中小企業 46.6%順であった。

知的財産関連の業務だけを専門に担当する人材保有の割合は 16.1%であり、昨年の同期間の 12.1%に比べ 4.0%増加した。

これは最近の国際的な特許侵害訴訟が相次ぎ、知的財産の重要性に対する認識が拡大し、企業が取り急ぎ担当組織を増やしたものと把握される。

企業が外部の知的財産サービスを利用した割合は 44.2%であった。企業の類型別には、中堅企業が 58.6%、大企業が 51.0%、ベンチャー企業が 45.4%、中小企業が 40.3%の順の割合で高かった。

ソン・ヨンオク韓国特許庁の情報顧客政策課長は、「大学・公的研究機関の知的財産専門担当組織の割合が大きく増加しているのは、技術移転の促進及び産学研の協力制度などの支援策が伴っているからである」と述べた。

5-2 審判請求手続きの手引書が発刊

韓国特許庁(2013.12.12)

これからは、審判請求人一人でも審判請求が可能になりそうだ。特許審判院は、「間違いやすい審判請求手続き」という手引書を発刊した。

審判請求の経験のない中小企業などの審判当事者が「審判請求のやり方とか、手続きはどうなっているのか」から難しく感じていて、関連の手続きを分かるためインターネットで検索をするか、審判院担当者や専門家に質問をしていたが、それも容易ではなかった。

そのため、特許審判院は、審判請求のときに間違いやすい内容と、請願者から質問が多かった事項を選別し、法令の改正事項や新規制度などを盛り込んで分かりやすくまとめ、「間違いやすい審判請求手続き」の手引書を発刊・配布する。

この手引書は、請求趣旨を作成するときの留意事項、手数料、期間延長の申請、再審査請求制度、訂正請求及び審判、取下げ、不服手続き、審判費用の決定請求、そして審判請求人を意見を反映し、専門の技術官に審判を受けられる機会を与えるため、今年 11 月から新規試行されている「技術グループ説明書」の作成方法など、計 9 編に構成されている。

これは、韓国特許庁のソウル事務所、各地域の知識財産センター、大韓弁理士会、相談窓口などに配置するほか、韓国特許庁と特許審判院が主催するイベントの場で無料配布する計画だ。

また、KIPO のホームページや特許審判院のホームページに掲載してダウンロードも可能にする計画だ。

特許審判院は、「今回の手引書は、特許審判行政の現場にどの問題があるのか、些細なことでも不便と感じていることはないかを確認し、国民の声を審判行政にきめ細かく反映していく小さな礎になることを望む。この手引書を活用すれば、一人でも審判請求の手続きが簡単にできると期待している」と説明した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム